

さとこビジョンの各公約の内容と仕分け

通し 番号	分類番号	新区長公約（さとこビジョン）		仕分け	
		項目	内容	部	区分
1	I-1	【基本姿勢】	・杉並区の「憲法」とでもいうべき、「杉並区自治基本条例」に則って行政を進めます。		
2	I-2	【基本姿勢】	・隠しごとのない、透明な区政を実現します。区長に公用車はいりません。		
3	I-3	【基本姿勢】	・区立施設と区の職員は、「コスト」ではなく、杉並の「財産」です。		
4	I-4	【基本姿勢】	・当事者の声、しっかり対話、綿密な調査から政策をつくります。		
5	I-5	【基本姿勢】	・ジェンダー平等は多様で小さな声を聴くための基盤です。多様性は杉並の豊かさで力です。		
6	I-6	【基本姿勢】	・高齢者が一人で生きられる、女性、少数者が安心して無理なく働ける杉並新時代をつくっていきます。		
7	II-1	【主要政策】	・公共の力（安定雇の創出と積極財政出動）で気候変動対策、地域経済の活性化、防災に取り組みます。公共サービスにかかわるいのちと暮らしを守る仕事を地域経済と生活の安心のため安定雇用にします。公営か民営かで働く人を分断しません。不燃化、耐震、断熱の仕事を区が積極的に行い、杉並区のすべての事業者に環境と地域を守るよい仕事を作ります。杉並区の経済と文化のエンジンである個人事業主を支えます。		
8	II-2	【主要政策】	・公共サービスの民間委託、指定管理者制度、民営化が住民へのサービスを向上させたのか、検証します。新しいPFI事業は行いません。PFIを導入しているものについては抜本的に見直します。公共施設の縮小と民営化を促進する施設再編整備計画を見直します。杉並区の公共財を守り育てます。		
9	II-3	【主要政策】	・環境保全と児童・高齢者・障がい者・生活困窮者への福祉を最優先で進めます。		
10	II-4	【主要政策】	・個性豊かで活気ある地域経済、人と人のつながりで防災に強い地域社会をつくります。		
11	III-1-01	1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。	○「子ども権利条約」をもとに、杉並区として「子どもの権利条例」を制定します。制定にあたっては、子どもたちの意見を積極的に反映させます。	子ども家庭部	C
12	III-1-02	1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。	○子どもの貧困状況は全国的に深刻です。杉並区内の子どもの貧困実態について、これまでも杉並区は調査していますが、さらに東京都立大学「子ども・若者貧困研究センター」など専門研究者の助言も得ながら詳細な調査をおこないます。	保健福祉部	B
13	III-1-03	1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。	○大人に代わって家族の世話や介護をしている「ヤングケアラー」について、国が初めて小学生に調査を行った結果、6年生のおよそ15人に1人が「家族の世話をしている」と答えました。子どもが家族の世話や介護に追われているのは大変なことです。杉並区内での実態がどのようになっているのか調査をおこない、子どもの負担を減らします。	子ども家庭部	A
14	III-1-04	1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。	○義務教育は、無償が原則です。ところが、実際には、さまざまな費用負担が保護者にかかっています。その金額も、ここ数年で大きく増えていることが報道されています。小中学校に通う生徒が購入する制服、体操着、上履き、学用品、部活動にかかる費用などを生徒や保護者や教職員のみならずと相談しながら、できる限り保護者負担を減らすことに取り組みます。小中学校ごとに学校運営にかかる費用について、保護者から徴収しているお金の負担についても調査し保護者負担を減らし、区からの助成額を増やせないか検討します。修学旅行などへの所得制限なしの区独自の補助を復活させます。	教育委員会事務局	C
15	III-1-05	1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。	○就学援助を拡充します。杉並区の就学援助は、東京23区の中で16番目に基準が低くなっています。これを東京23区で1番目に基準を高くして、より多くの世帯が利用できる制度運営にします。	教育委員会事務局	C

通し番号	分類番号	新区長公約（さとこビジョン）		仕分け	
		項目	内容	部	区分
16	Ⅲ-1-06	1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。	○学校給食の無償化をめざして、給食の質を向上させながら、給食費の保護者負担を減らします。現在、円安などによる食料品やガソリンの値上げなどによって、学校給食の経費が大きく上昇しています。その上昇分を保護者だけに全額を負担させようとしているのは、東京23区で墨田区と杉並区だけとNHKが報道しています。保護者の負担を減らすことは杉並区でも可能なはずで、値上げ分は直ちに公費負担します。そして、さらに無償をめざします。同時に、食材についてはできる限り近隣の生産地の低農薬のものを利用し、都市農業の推進と地産地消を積極的に進めます。	教育委員会事務局	A/C
17	Ⅲ-1-07	1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。	○杉並区は、他の自治体に比べても先進的と言われる、小さい区域ごとに児童館が配置され、運営には子どもの意見が反映される仕組みがありました。ところが、今の区長は児童館を全廃する方針を出しています。児童館は児童福祉の視点から拡充します。児童館を地域ごとに配置し、以前と同じ数に戻すことをめざします。児童館の運営に子どもたちが参加し、地域社会の担い手の一員として成長できる場となるように支援します。	子ども家庭部	B
18	Ⅲ-1-08	1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。	○区立保育園を中核園として人材育成や保育の質の向上の拠点として支援し、長期的には区立の中核園の数を増やします。区立保育園は障がいを持つ子どもを含めて、多様な子どもを受け入れることができます。障がいを持つ子どもを分けるのではなく、ケア専門家の増員正規化と現有施設のバリアフリー化を行い、統合教育を目指します。	子ども家庭部	C/B
19	Ⅲ-1-09	1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。	○すべての保育園（認可、民間問わず）の人材バンクの役割を行政の機能の中に位置づけます。	子ども家庭部	C
20	Ⅲ-1-10	1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。	○保育園について 保育、福祉、介護の分野に競争を持ち込みません。民間保育園を200 新設した結果、待機児童ゼロを実現したものの現在は子どもの定員割れをしています。かつてから地域で小規模に活動してきた保育施設が経営の危機に陥っています。つまり、小規模な地域の事業者は調節弁として使われる結果となってしまいました。	子ども家庭部	A
21	Ⅲ-1-11	1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。	○中核園を2 倍に増やすと同時に、地域の中で長年小規模に丁寧に保育事業を行ってきた非営利事業者、地域の福祉に社会福祉法人に限って保育や介護事業に参入していただく、参入の条件に地域の事業者に限ることもできます。この方法は世田谷区でも実施していますので、これを学んで杉並区でもやっていきます。	保健福祉部／子ども家庭部	C/C
22	Ⅲ-1-12	1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。	○小中学校の先生方は少人数学級の実現の中で、多様なニーズに応えるために負担が重く、先生方の心の健康を維持できないレベルになっています。先生を増やすことは区独自ではできませんが、先生の事務作業をサポートする職員を配置することはできます。学校の先生を支援する職員を、非正規（会計年度任用職員）ではなく正規の職員での配置を検討します。	教育委員会事務局	B
23	Ⅲ-1-13	1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。	○学童クラブの需要が高まっているにもかかわらず、狭い場所に多数の子どもたちが通うことに現状になっています。子どもたちに学童指導員の目が届き、子どもの安全と成長を保証する規模にするために、40人程度の学童クラブを一つの小学校に対して複数つくるなど保護者と協議しながら検討します。	子ども家庭部	B
24	Ⅲ-1-14	1. 子どもの視点で、子どもの育ちを支えます。	○学童クラブの民間委託をすすめません。可能な限り、区の直営に戻します。	子ども家庭部	B
25	Ⅲ-2-01	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○地方創生臨時交付金を迅速、効果的に使い、国の支援がいきわたらない事業者や困窮世帯を直接支援する。これを活用して、給食の経費上昇分は公費で賄い、給食費の値上げはストップします。	教育委員会事務局	A
26	Ⅲ-2-02	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○2020 年よりスタートした杉並区公契約条例は大きな前進です。杉並区が発注する土木契約には労働者等の適正な労働条件の確保などを目的に適応されます。事業者、労働者一人ひとりに公契約条例の周知徹底のために区が積極的な役割を果たします。同じように公契約条例を持ち先進的に周知徹底を行っている世田谷区から学びます。	総務部	A
27	Ⅲ-2-03	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○公契約条例を土木以外の杉並区との契約に拡大適用できる道を検討します。杉並区の仕事をする末端の委託労働者も含めて、時給1500 円以上にすることをめざします。	総務部	C
28	Ⅲ-2-04	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○杉並区の関連職場で働いている非正規労働者ができる限り長く安定的に働けるように制度改善をおこないます。	総務部	B

通し番号	分類番号	新区長公約（さとこビジョン）		仕分け	
		項目	内容	部	区分
29	Ⅲ-2-05	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○民間賃貸住宅に暮らす低所得者を対象にした家賃補助制度を創設します。高齢者、ファミリー世帯だけでなく、若年単身者も含めたすべての低所得者（例えば都営住宅の入居収入基準の15万8千円以下）を対象とします。すでに23区のうち12区では高齢者やファミリー世帯への家賃・住宅関連費の助成制度があります。	都市整備部	C
30	Ⅲ-2-06	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○誰もが住み続けられる街にするため、杉並区居住支援協議会が実施している各事業を強化します。	都市整備部	D
31	Ⅲ-2-07	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○低い家賃で住める住宅が不足しています。区営住宅を増築や住宅を借り上げて確保し、入居基準を緩和し、単身者でも外国籍の方でも同性カップルでも入居できるようにします。都営住宅の新たな建設について、東京都にはたらしかけます。	都市整備部	C/D /D/ A/D
32	Ⅲ-2-08	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○「脱法ハウス」など劣悪な居住環境の物件への規制を進めるとともに、健全なシェアハウスを育成するための条例を制定します。	都市整備部	C
33	Ⅲ-2-09	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○零細業者や個人事業主が起業するアイデアを交流しながら起業の準備ができる地域センターを作ります。各種の工具、コピー機、印刷機、3Dプリンターなどを登録すれば格安で利用できるようにします。	区民生活部	B
34	Ⅲ-2-10	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○生活に困っている人がいないか地域を訪問しての聞き取り活動を強化します。お年寄りや障がいをもっている人は、なかなか区の窓口まで行くこともできません。窓口で待つ福祉だけではなく、「訪問する福祉」を実現します。	保健福祉部	D
35	Ⅲ-2-11	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○区民の移動手段を向上させます。コミュニティバス「すぎ丸」は地域交通特に高齢者の大切な足です。「すぎ丸」は自転車と歩行者が中心の新しいまちづくりの中核にあり、「すぎ丸」の路線拡充と運賃の無償化をめざします。	都市整備部	B/B
36	Ⅲ-2-12	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○外国籍の住民に対するあらゆる差別をなくすための行政を徹底します。あらゆる差別の撤廃条例を制定します。高齢者施設に同性婚や同性カップルが入居できない、または差別される現状を是正します。	総務部/保健福祉部	D/D
37	Ⅲ-2-13	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○杉並区にある東京朝鮮第九初級学校と杉並区民との交流を促進し、区として必要な支援をおこないます。	総務部/区民生活部/教育委員会事務局	D
38	Ⅲ-2-14	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○飼育している動物にとって快適な環境での飼育が可能となるように行政としての支援をおこないます。	保健福祉部	D
39	Ⅲ-2-15	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○同性でも事実婚カップルでも利用できるパートナーシップ条例を制定します。	区民生活部	A
40	Ⅲ-2-16	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○仮に認知症になっても高齢者が一人でも生きられる地域の福祉ネットワークを拡充します。区民が求めているのは、遠方でなじみのない土地での特別介護老人ホームに入居することではありません。杉並区の地域で、地域住民で助け合いながら生きられる福祉ネットワークをつくることは可能です。	保健福祉部	B
41	Ⅲ-2-17	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○補聴器購入費の助成制度をつくります。高齢者の多くが難聴となり、日常生活への不便やコミュニケーション困難による孤立化が大きな課題となっています。早い段階から補聴器を使用することが重要となりますが、補聴器が高額で購入することができない状況も発生しています。高齢者への補聴器購入費助成については、東京23区において、助成制度を創設する自治体が増え続けており、実施している区は14区、実施予定・検討中は3区、実施していない区は6区となっており、杉並区は実施していません。	保健福祉部	A
42	Ⅲ-2-18	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○高齢者福祉と障がい者福祉の縦割りをなくし、総合的な地域ケア包括システムに発展させます。	保健福祉部	A
43	Ⅲ-2-19	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者を隔てなく一貫して支援し、例えば移動支援については現在障がい者レベル1までの支援をレベル2まで拡大し、必要な人がサービスを利用できるようにします。	保健福祉部	D
44	Ⅲ-2-20	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○ゆうゆう館の廃止をストップし、高齢者の交流の場を増やします。	保健福祉部	B
45	Ⅲ-2-21	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○福祉にたずさわる人の待遇を都や国と協力しつつ改善します。	保健福祉部	A
46	Ⅲ-2-22	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○国民健康保険の高すぎる保険料の負担軽減を、東京都とも協力しながら進めます。	保健福祉部	B

通し番号	分類番号	新区長公約（さとこビジョン）		仕分け	
		項目	内容	部	区分
47	Ⅲ-2-23	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○生活に困窮している人に生活保護制度の利用を促すため、積極的な広報をおこないます。「生活保護の申請は権利です」というポスターを作成し、生活保護申請書をホームページでダウンロードできるようにします（魚沼市の例）。	保健福祉部	C
48	Ⅲ-2-24	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○生活保護の申請がなされたときに本人の意思に反した扶養照会をおこないません。「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養照会を行わないということをホームページにも明記します（足立区の例）。	保健福祉部	D/C
49	Ⅲ-2-25	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○住まいを失った人や失いかけている人に対しては、安定した住まいの確保を最優先とする「ハウジングファースト」の理念に則った支援をおこないます。	保健福祉部	D
50	Ⅲ-2-26	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○ほんらい、生活保護を利用できる世帯の方が利用できていない状況は、区の責任でもあります。何が利用の障害になっているのか調査し改善します。区として街頭生活相談を実施します。	保健福祉部	C
51	Ⅲ-2-27	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○地域の文化交流の場としての図書館の充実をはかります。職員の正規比率を高め、民間委託を限定的にします。	教育委員会事務局	B
52	Ⅲ-2-28	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○現区長の区政の下で引き上げられてしまった、区民施設の料金を抜本的に見直し、大幅に減額します。	政策経営部	B
53	Ⅲ-2-29	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○有資格者によるアスベスト含有を確認する事前調査が義務化されました。小さな事業者の負担を軽減し、アスベストの回収を徹底するために、事業者が調査費用、除去費用の区独自の助成制度を作ります。	環境部	C
54	Ⅲ-2-30	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○中小事業者やフリーランサーに課税な負担を課するインボイス制度の導入中止を国に働きかけます。	区民生活部	B
55	Ⅲ-2-31	2. 誰もが暮らしやすい地域をめざします。	○区民施設に手話通訳 音声案内をつけて丁寧なユニバーサルアクセスを実現します。	保健福祉部	B/D
56	Ⅲ-3-01	3. 「対話」を大切にしまちづくりを。	○区立施設の統廃合や駅前再開発、大規模道路拡幅計画など、住民の合意が得られていないものはいったん停止し、抜本的に見直します。	政策経営部/ 都市整備部	B/B
57	Ⅲ-3-02	3. 「対話」を大切にしまちづくりを。	○駅前再開発や大規模道路拡幅は、道路を渡りにくくして、まちをバラバラにしてしまいます。クルマの通行量も増えるので、排気ガス問題など環境も悪化します。地域住民や関係者としていねいに話し合い、反対意見が強くある場合は計画を凍結し見直します。	都市整備部	B/- /B
58	Ⅲ-3-03	3. 「対話」を大切にしまちづくりを。	○官民パートナーシップやPFI を区民・文化施設、交通、福祉、教育、保育、介護などの公共サービスの運営に持ち込みません。現存する指定管理者制度による契約については、丁寧に検証します。区立施設の運営は行政と住民のパートナーシップで、より開かれた透明性の高い利用者協議会を設置し、利用者と共に話し合い使い勝手のよい区民施設を運営します。	政策経営部	B/C
59	Ⅲ-3-04	3. 「対話」を大切にしまちづくりを。	○住民自治の手法の一つとして、住民が個人でも団体でも直接区長と話ができる制度・時間を新設します。	総務部	A
60	Ⅲ-3-05	3. 「対話」を大切にしまちづくりを。	○路上での営業を妨害する障害物や、気軽に腰掛けることを妨害する障害物を撤去し、まちの景観を改善するとともに、公共空間としての道路や公園を住民本位のものにします。	都市整備部	C/C
61	Ⅲ-4-01	4. 豊かな環境と平和を守り文化を育てます。	○気候危機は、世界政治の巨大なテーマになっています。杉並区でも脱炭素の具体的な取り組みを進めます。	—	—
62	Ⅲ-4-02	4. 豊かな環境と平和を守り文化を育てます。	○クルマ社会を前提にした開発は抜本的に見直します。クルマ社会から、徒歩、自転車などでの安全な移動で楽しめるまちづくりをめざします。	—	—
63	Ⅲ-4-03	4. 豊かな環境と平和を守り文化を育てます。	○駅前の自転車駐輪場の利用料を引き下げられないか検討します。駐輪場を整備して、クルマではなく自転車移動を促進します。	都市整備部	C
64	Ⅲ-4-04	4. 豊かな環境と平和を守り文化を育てます。	○小中学校の単位で、脱炭素計画を子どもとPTA、保護者も含む地域の大人たちが一緒に作ることを支援します。	環境部	B
65	Ⅲ-4-05	4. 豊かな環境と平和を守り文化を育てます。	○都市農業の発展と継続を支援し、杉並区周辺での地産地消を広げます。	区民生活部	B
66	Ⅲ-4-06	4. 豊かな環境と平和を守り文化を育てます。	○明治神宮の森は、100年後をを考えて植林してつくられたそうです。杉並区でも、100年後を見通した植林や池、湿地を作ることを検討します。植物、昆虫、魚類、両生類、爬虫類、鳥類、小型哺乳類が多様多様に生きられるまちができないか検討します。	都市整備部	D

通し 番号	分類番号	新区長公約（さとこビジョン）		仕分け	
		項目	内容	部	区分
67	Ⅲ-4-07	4. 豊かな環境と平和を守り文化を育てます。	○気候市民会議を設立し、気候危機対策を参加型民主主義で進めます。	環境部	B
68	Ⅲ-4-08	4. 豊かな環境と平和を守り文化を育てます。	○座高円寺のようにハイレベルの市文化施設だけではなく、区内のアーティスト、芸術家、音楽家が使いやすい、中規模の舞台と客席だけの安価な区民文化施設を作ります。透明性のある運営のために民間委託を避け、利用者協議会を作り、利用者協議会の復活のモデルとします。	区民生活部	B
69	Ⅲ-5-01	5. 区民のいのち・くらしを大切に。	○障がい者が、一人でも暮らせる地域社会ネットワークをつくりまします。	保健福祉部	D
70	Ⅲ-5-02	5. 区民のいのち・くらしを大切に。	○保健所の充実を図り、コロナ感染症などから区民の命を守ります。杉並区では、自宅療養中の方が亡くなるという深刻な事案を引き起こしています。事案の詳細な検証と区としての責任の所在を明らかにします。	保健福祉部	D
71	Ⅲ-5-03	5. 区民のいのち・くらしを大切に。	○道路拡幅で緊急車両が通りやすくなることを現区長は強調しますが、首都直下地震のような大規模災害では、どこの道路も通行が困難になることは、東日本大震災で経験しています。道路の拡幅で大規模災害の対策にはまったくなりません。大規模災害時に必要なことは、救助が来るまでの間、徒歩で避難できる場所に数日間、安心して過ごせる場所をどうつくるかということです。地域ごとに大規模災害時の住民支えあいネットワークをつくることを支援します。	総務部	D
72	Ⅲ-5-04	5. 区民のいのち・くらしを大切に。	○杉並区の小中学校は、他の自治体が給食センター方式に移行する中、一つ一つの学校で給食を作る給食室を保護者の運動で守ってきました。この給食室は、大規模災害時に、地域での炊き出しの拠点として活用できます。小中学校を本格的な防災拠点として整備します。	総務部／教育委員会事務局	C／C
73	Ⅲ-5-05	5. 区民のいのち・くらしを大切に。	○災害時に重要なことは水の確保です。杉並区の小中学校には、井戸が残っているところも少なくありません。あらためて区内を調査し、井戸を掘れるところは災害時のための井戸を掘ることを区として進めます。	総務部	B
74	Ⅲ-5-06	5. 区民のいのち・くらしを大切に。	○災害時避難について、避難所・避難施設の確保、災害弱者・帰宅困難者・女性・高齢者に配慮した避難施設整備に取り組みます。また、自宅に留まる「自宅避難者」にも食事や食品、支援物資の配布できる仕組みを作ります。	総務部	D
75	Ⅲ-6-01	6. 透明性のある区政をつくりまします。	○ワンマン区政を住民参加型に切り替えます。杉並区政を「民主主義の学校」にします。	—	—
76	Ⅲ-6-02	6. 透明性のある区政をつくりまします。	○「杉並区情報公開条例」と「公文書管理条例」を制定し、ルールにのっとった情報公開を進めます。	政策経営部／総務部	D／C
77	Ⅲ-6-03	6. 透明性のある区政をつくりまします。	○「市民政策研究所」を設立し、住民参加で専門家の知見を活用し、杉並区政に必要な調査・研究活動をおこないます。	政策経営部	C
78	Ⅲ-6-04	6. 透明性のある区政をつくりまします。	○杉並区民であれば、国籍などの差別なく広く投票権のあるかたちでの住民投票条例を制定します。	総務部	C
79	Ⅲ-6-05	6. 透明性のある区政をつくりまします。	○世界各地の自治体で行っている手法で、予算の一部を住民参加で決定する「参加型予算」を取り入れることを検討します。	政策経営部	A
80	Ⅲ-6-06	6. 透明性のある区政をつくりまします。	○区の職員が快適に仕事のできる環境を整えることは、区政全体にとっても基本です。パワハラ、セクハラ、性的少数者への差別などの調査をおこない、パワハラ、セクハラ、差別が起きない職場環境をつくりまします。	総務部	A
81	Ⅲ-6-07	6. 透明性のある区政をつくりまします。	○区長の多選自粛（上限3期12年）を制度化します。	総務部	C
82	Ⅲ-6-08	6. 透明性のある区政をつくりまします。	○区長選、区議選について、区独自で、候補者の公開討論会を開催します。	総務部	B
83	Ⅲ-6-09	6. 透明性のある区政をつくりまします。	○区が補助金を支給している事業所や団体の名称と内容、金額を公開します。	政策経営部	A
84	Ⅲ-6-10	6. 透明性のある区政をつくりまします。	○あんさんぶる狹窪の廃止、杉並区立科学館の廃止、阿佐谷けやき公園プールの廃止、ビーチバレー場設置と維持費の経緯を検証し公表します。	政策経営部／区民生活部	A／A
85	Ⅲ-6-11	6. 透明性のある区政をつくりまします。	○区長の「特権」と思われるようなものを全廃します。区長の退職金制度については適切な金額、支払い基準を検討します。区長の公用車は廃止します。	総務部	A／D

通し 番号	分類番号	新区長公約（さとこビジョン）		仕分け	
		項目	内容	部	区分
86	Ⅲ－6－12	6. 透明性のある区政をつくります。	○自治体は個人データを守る皆です。個人データは公共財<デジタルコモンズ>をして位置づけ、DX ビジョン、政策、インフラはそれを実現するために外のIT 企業にお任せではなく、職員と区内の専門家、事業者とともに構築します。個人データはしっかり守り、公共サービスを向上させるために、役立てます。区内の若手のイノベーション力を生かして、住民が調査や政策に参加するデジタルの政治参加手法を開発します。	政策経営部	C